

廿日市市発注の建設工事における技術者等の適正配置について（改正）



本市では、建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者等（監理技術者が行うべき職務を補佐する者を含む。以下「技術者等」という。）及び現場代理人の適正配置等について、令和7年4月1日より事務取扱を次のとおり一部改正します。

技術者等の配置について

1 技術者等の専任配置を必要とする工事

（1）技術者等の基本的条件

技術者等は、所属する会社と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要となります。

直接かつ恒常的な雇用関係とは、「開札日」において、雇用に関する一定の権利義務関係が存在し、かつ引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいいます。

（2）工事の請負代金額

請負代金額が4,500万円以上の工事（建築一式工事は9,000万円以上）が、対象となります。

ただし、入札公告で市が専任配置を求めた工事については、請負代金額にかかわらず専任配置が必要です。

（3）監理技術者の配置条件

工事の種類に必要な特定建設業の許可を受けており、一次下請に係る下請契約総額が5,000万円以上となる工事（建築一式工事は8,000万円以上）。

なお、監理技術者は、監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければなりません。

（4）技術者等の配置条件

ア 配置する技術者等は、当該工事とは別の工事（以下「別工事」という。）の技術者等として配置されてはなりません。

ただし、以下の場合については、兼務を認めます。

- ① 本体工事に関連した附帯工事で、工期が重複し、工事の一体性が認められ、随意契約により締結された工事
- ② 工事区間が重複する同一現場で、工作物等に一体性が認められる工事
- ③ 監理技術者は、建設業法施行令第28条に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を当該工事現場に専任で置

いた場合は、監理技術者補佐を専任で置いた別工事の監理技術者と兼任することができますが、兼任する数は2件以内でなければなりません。

イ 配置する技術者等は、当該工事の現場代理人を兼任することができますが、別工事の現場代理人となることはできません。(ただし、上記配置条件アの①及び②の場合を除く。)

ウ 配置する技術者等は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に基づき営業所に置かれている専任技術者(以下「営業所の専任技術者」という。)であってはなりません。

エ 営業所の専任技術者は、配置する件数が1件以内で請負代金額が1億円未満の工事(建築一式工事は2億円未満)に限り、以下の条件を全て満たした場合、兼務を認めます。

- ① 配置する営業所で請負契約を締結。
- ② 配置する営業所と工事現場との間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- ③ 下請次数が3を超えないこと。
- ④ 連絡員(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者)を当該営業所及び工事現場に配置すること。
- ⑤ 工事現場の施工体制を営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が情報通信技術(CCUS等)を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
なお、情報通信技術については、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであればよい。
- ⑥ 人員配置計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
- ⑦ 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器(スマートフォンやタブレット端末等)が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ⑧ 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等に係る条件を満たすこと。

※監理技術者としての配置は特定営業所の専任技術者に限る。

(営業所の専任技術者は不可)

オ 配置する監理技術者補佐は、上記ア、イ及びウと同様とします。

カ 配置する技術者等は、配置する件数が2件以内で請負代金額が1億円未満の工事(建築一式工事は2億円未満)に限り、以下の条件を全て満たした場合、兼務を認めます。

- ① 工事現場間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- ② 下請次数が3を超えないこと。
- ③ 連絡員(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者)を工事現場に配置すること。

- ④ 工事現場の施工体制を情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであればよい。
- ⑤ 人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと。
- ⑥ 工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ⑦ 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 1 号に係る条件を満たすこと。

2 技術者等の専任配置を必要としない工事

（1）技術者等の基本的条件

技術者等は、所属する会社と直接的な雇用関係が必要となります。

直接的な雇用関係とは、「主任技術者等指名届出日」※において、雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいいます。

※「現場代理人及び主任技術者等指名届」は契約締結後 1 4 日以内に提出しなければなりません。

（2）工事の請負代金額

請負代金額が 4,500 万円未満の工事（建築一式工事は 9,000 万円未満）が、対象となります。

（3）技術者等の配置条件

ア 請負代金額が 750 万円未満（建築一式工事は 1,500 万円未満）の工事にあつては、配置する技術者等が兼務できる件数に制限はありません。

イ 請負代金額が 750 万円以上 4,500 万円未満（建築一式工事は 1,500 万円以上 9,000 万円未満）の工事にあつては、配置する技術者等が兼務できる件数は 3 件以内でなければなりません。

ウ 配置する技術者等が営業所の専任技術者であるときは、配置されている件数が 2 件以内であつて、かつ、対象工事の技術者としての職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事場所と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものでなければなりません。

なお、近接とは、営業所と同一市町内（廿日市市内）とします。

エ 配置する技術者等は、当該工事の現場代理人及び兼務可能な工事の現場代理人を兼任することができますが、これ以外の別工事の現場代理人となることはできません。（ただし、1 技術者等の専任配置を必要とする工事（4）技術者等の配置条件アの①及び②と同様の場合を除く。）

3 技術者等の配置の取扱い

| 請負代金額 | 主任技術者 | 営業所の専任技術者 |
|------------------------------|--|--|
| 1 億円以上 (2 億円以上) | 兼務不可 | 兼務不可 |
| 1 億円未満 (2 億円未満) | 2 件以内 (1 技術者等の専任配置を必要とする工事 (4) 技術者等の配置条件カの条件を全て満たすこと) | 1 件以内 (1 技術者等の専任配置を必要とする工事 (4) 技術者等の配置条件エの条件を全て満たすこと) |
| 4, 500 万円未満 (9, 000 万円未満) | 3 件以内 | 2 件以内 (廿日市内) |
| 750 万円未満 (1, 500 万円未満) | 兼務制限なし | |

※ただし、主任技術者は「1 技術者等の専任配置を必要とする工事 (4) 技術者等の配置条件ア」の場合に該当する場合は、請負代金額に関わらず兼務可能です。

現場代理人の配置について

現場代理人は、受注者の代理人として請負契約の確実な履行を図るため、工事現場に常駐し、その運営及び取締り等を行うこととされています。

請負契約の適正な履行を確保するとともに、公共工事の一括下請け等の防止を図るため、所属する会社と直接的な雇用関係を有する者に限るものとし、その雇用関係を確認します。

(1) 現場代理人の基本的条件

現場代理人は、所属する会社と直接的な雇用関係が必要となります。

直接的な雇用関係とは、「主任技術者等指名届出日」※において、雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいいます。

※「現場代理人及び主任技術者等指名届」は契約締結後 1 4 日以内に提出しなければなりません。

(2) 現場代理人の配置条件

工事現場に常駐となるため、営業所の専任技術者であってはけません。

また、別工事の現場代理人であってはできませんが、発注者との連絡体制を確保できる上、次の工事に該当する場合は、別工事の現場代理人の兼務を認めます。

ア 本体工事に関連した附帯工事で、工期が重複し、工事の一体性が認められ、

随意契約により締結された工事

イ 工事区間が重複する同一現場で、工作物等に一体性が認められる工事

ウ 請負代金額が 200 万円以上 750 万円未満の工事（建築一式工事は 1,500 万円未満）については、施工場所を問わず 3 件まで兼務可能。

エ 請負代金額が 750 万円以上 4,500 万円未満の工事（建築一式工事は 1,500 万円以上 9,000 万円未満）については、同一市町内（廿日市市内）の施工場所に限り 2 件まで兼務可能。

(3) 現場代理人の配置の取扱い

| 請負代金額 | 現場代理人 |
|--------------------------------------|------------------|
| 4,500 万円以上 (9,000 万円以上) | 兼務不可 |
| 4,500 万円未満 (9,000 万円未満) | 2 件以内 (廿日市市内) |
| 750 万円未満 (1,500 万円未満) 200 万円以上 | 3 件以内 |

現場代理人の雇用確認及びその他必要事項

○現場代理人の雇用関係の確認書類

- (1) 株式会社、有限会社等の会社組織又は、常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所の場合

| 証明書類 (写し可) | 雇用関係の認定日 | 注意事項等 |
|---|--------------------|---------------------------|
| 健康保険被保険者証等 (所属する建設業者名が記載されているもの) | 交付日 | 市町村の国民健康保険証は該当しません。 |
| 【上記の加入手続き中の場合】 社会保険被保険者資格取得届 (社会保険事務所の受付印のあるもの) | 社会保険事務所の 受付印の日付 | 健康保険被保険者証交付後、写しを提出してください。 |

- (2) 従業員5人未満を雇用する個人事業所(株式会社、有限会社等のつかないもの)又は、後期高齢者医療制度被保険者の場合

| 証明書類 (写し可) | 雇用関係の認定日 | 注意事項等 |
|--|-----------------|--|
| 住民税特別徴収税額の決定(変更)通知書 | 市町村発行の決定通知書の発行日 | 後期高齢者医療被保険者の場合、後期高齢者被保険者証も併せて提出してください。 |
| 【上記によらない場合】 雇用契約書(雇用通知等)及び給与台帳等支払い状況の確認できる書類 (支払者の記入・押印したもの) | 雇用開始の日付 | |

○現場代理人及び技術者等の途中交代について

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、現場代理人及び技術者等の途中交代は次に掲げる場合を除き、原則認めません。

- (1) 死亡、疾病又は退職等
- (2) 工事中止又は、契約内容の大幅な変更により工期が延長された場合
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (4) 契約工期が多年に及ぶ場合

○現場代理人及び技術者等の兼務や途中交代等における事務取扱について

現場代理人及び技術者等の兼務や途中交代にあたっては、工事担当課の承諾が必要となりますので、工事打合せ簿等の書面により確認してください。

なお、技術者等の兼務において複数の工事担当課に跨る場合は、すべての工事担当課とします。

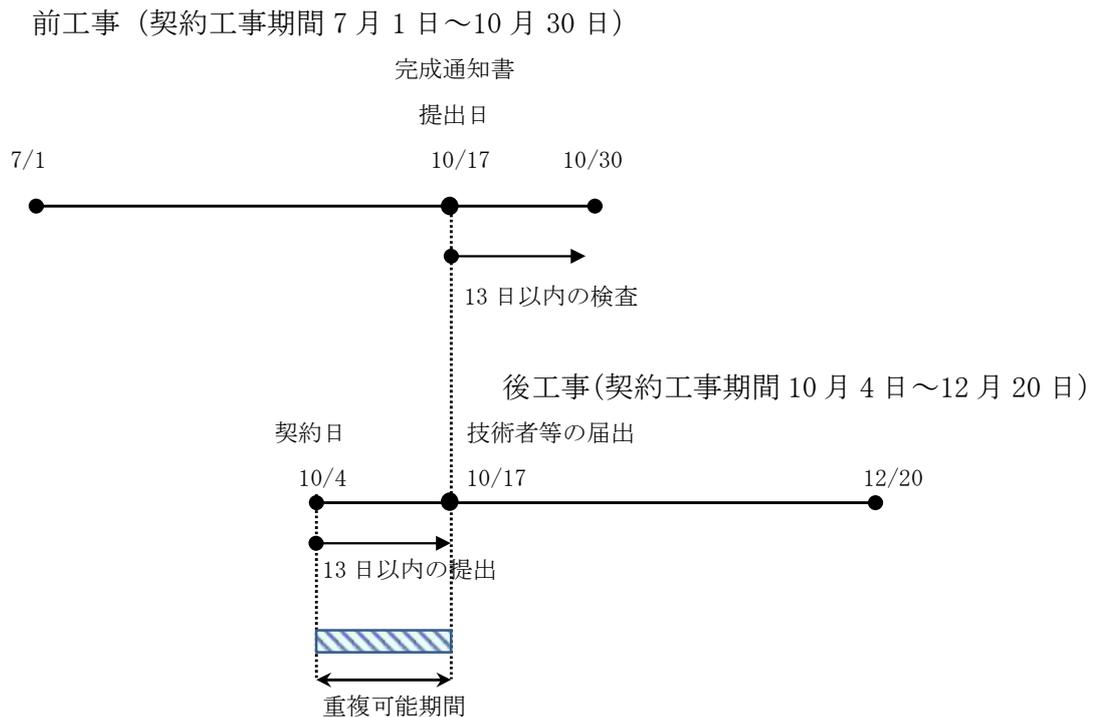
その他、本事務取扱によるもののほか、監理技術者制度運用マニュアル等によるものとする。

また、本事務取扱適用の対象前の工事についても、適切な品質確保が認められる場合などについては、本事務取扱を適用することができるものとする。

○現場代理人及び技術者等の工事期間重複の取扱について

兼務以外の工事における同一の現場代理人及び技術者等の契約工事期間重複については、後工事の現場代理人及び技術者等の指名届提出日までに前工事の完成通知書が提出されている場合のみ認めます。

【例】



○災害復旧工事等における事務取扱について

災害復旧工事や緊急工事、その他市長が認める工事については、この事務取扱を適用せず、別途通知するものとしします。